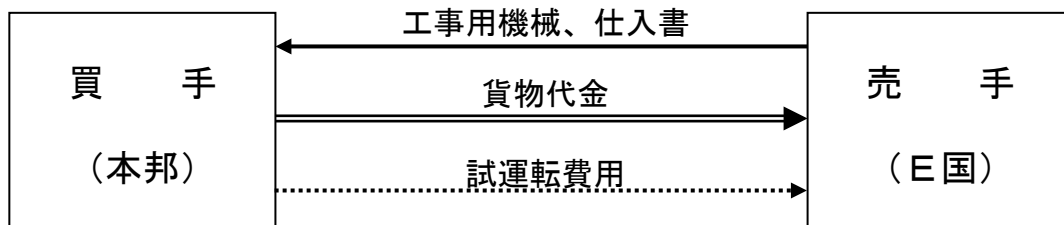


30. 売手に支払う輸入貨物に係る試運転費用



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から工事用機械を購入（輸入）します。

当社と売手との売買契約において、売手は、当社に貨物を引き渡す前に輸出国であるE国の売手の社内で試運転を行うこととされ、また、当社は、試運転に要した費用を売手に支払うこととされています。

今般、当社が輸入する貨物について、売手による試運転が行われ、当社は、貨物代金とは別に、試運転に要した費用を売手に支払います。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が売手に支払う輸入貨物の試運転に要した費用の額は、現実支払価格に含まれますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が売手に支払う試運転に要した費用の額は、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために売手に支払われるものであるため、現実支払価格に含まれます。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記の取引において、貴社（買手）が売手に支払う試運転に要した費用は、輸入貨物に係る貴社と売手との売買契約において支払が義務付けられているものであり、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものであるため、その輸入貨物の現実支払価格の一部を構成します。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達4-2、4-2の2(1)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）